


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護認定審査会規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）の策定に伴い介護保険料等の改定を行い、併せて介護保険法施行令に基づき条例で介護認定審査会委員の任期を延長して定めるために、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和5年度の保険料率、所得段階等について所要の改正を行う。 ・介護認定審査会委員の任期を現行の2年から3年とするための文言を追加する。 <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>令和3年度から5年度までの間の介護保険料を、事業計画に適合させることにより、介護保険事業の適正な運営に資することができる。また、東大和市介護認定審査会委員の任期を2年から3年に変更することにより、介護認定における審査判定の更なる平準化を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>（介護保険料）平成30年5月 介護保険運営協議会への諮問 令和 3年1月 介護保険運営協議会の答申</p> <p>（委員の任期）平成28年4月 介護保険法施行令の一部改正</p> <p>令和 3年1月 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。